久喜市議会
平成２８年１１月定例会議案

議　　案　　目　　録

議案第１３０号　平成２８年度久喜市一般会計補正予算（第６号）について　……　１
議案第１３１号　平成２８年度久喜市一般会計補正予算（第７号）について　……　２
議案第１３２号　平成２８年度久喜市国民健康保険特別会計補正予算（第３号）について　……　３
議案第１３３号　平成２８年度久喜市介護保険特別会計補正予算（第３号）について　……　４
議案第１３４号　平成２８年度久喜市介護保険特別会計補正予算（第４号）について　……　５
議案第１３５号　平成２８年度久喜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）について　……　６
議案第１３６号　平成２８年度久喜市下水道事業特別会計補正予算（第３号）について　……　７
議案第１３７号　平成２８年度久喜市下水道事業特別会計補正予算（第４号）について　……　８
議案第１３８号　平成２８年度久喜市農業集落排水事業特別会計補正予算（第２号）について　……　９
議案第１３９号　平成２８年度久喜市土地区画整理事業特別会計補正予算（第２号）について　……　１０
議案第１４０号　平成２８年度久喜市水道事業会計補正予算（第３号）について　……　１１
議案第１４１号　平成２８年度久喜市水道事業会計補正予算（第４号）について　……　１２
議案第１４２号　久喜市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例　……　１３
議案第１４３号　久喜市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例　……　１５
議案第１４４号　久喜市一般職職員の給与に関する条例及び久喜市任期付市費負担教職員の任用、給与等に関する条例の一部を改正する条例　……　１６
議案第１４５号　久喜市税条例等の一部を改正する条例　……　２８
議案第１４６号　久喜市国民健康保険税条例の一部を改正する条

例 …… ３５
議案第１４７号　久喜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 …… ３７
議案第１４８号　久喜・白岡休日夜間急患診療所条例の一部を改正する条例 …… ５５
議案第１４９号　久喜市農業センター条例を廃止する条例 …… ５７
議案第１５０号　久喜市下水道事業の設置等に関する条例 …… ５８
議案第１５１号　工事請負変更契約の締結について …… ６０
議案第１５２号　工事請負変更契約の締結について …… ６１
議案第１５３号　工事請負変更契約の締結について …… ６２
議案第１５４号　工事請負変更契約の締結について …… ６３
議案第１５５号　工事請負変更契約の締結について …… ６４
議案第１５６号　工事請負変更契約の締結について …… ６５
議案第１５７号　工事請負変更契約の締結について …… ６６
議案第１５８号　第２次久喜市地域福祉計画について …… ６７
議案第１５９号　指定管理者の指定について …… ６８
議案第１６０号　指定管理者の指定について …… ６９
議案第１６１号　路線の認定について …… ７０

議案第１３０号

平成２８年度久喜市一般会計補正予算（第６号）について

平成28年度久喜市一般会計補正予算(第6号)を別冊のとおり提出する。

平成２８年１１月２８日提出

久喜市長　　田　　中　　暄　　二

議案第１３１号

平成２８年度久喜市一般会計補正予算（第７号）について

平成28年度久喜市一般会計補正予算(第7号)を別冊のとおり提出する。

平成２８年１１月２８日提出

久喜市長　　田　　中　　暄　　二

議案第１３２号

平成２８年度久喜市国民健康保険特別会計補正予算（第３号）について

平成28年度久喜市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)を別冊のとおり提出する。

平成２８年１１月２８日提出

久喜市長　　田　　中　　暄　　二

議案第１３３号

平成２８年度久喜市介護保険特別会計補正予算（第３号）について

平成28年度久喜市介護保険特別会計補正予算(第3号)を別冊のとおり提出する。

平成２８年１１月２８日提出

久喜市長　　田　　中　　暄　　二

議案第１３４号

平成２８年度久喜市介護保険特別会計補正予算（第４号）について

平成28年度久喜市介護保険特別会計補正予算（第4号）を別冊のとおり提出する。

平成２８年１１月２８日提出

久喜市長　　田　　中　　暄　　二

議案第１３５号

平成２８年度久喜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）について

平成28年度久喜市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)を別冊のとおり提出する。

平成２８年１１月２８日提出

久喜市長　　田　　中　　暄　　二

議案第１３６号

平成２８年度久喜市下水道事業特別会計補正予算（第３号）について

平成28年度久喜市下水道事業特別会計補正予算(第3号)を別冊のとおり提出する。

平成２８年１１月２８日提出

久喜市長　　田　　中　　暄　　二

議案第１３７号

平成２８年度久喜市下水道事業特別会計補正予算（第４号）について

平成28年度久喜市下水道事業特別会計補正予算(第4号)を別冊のとおり提出する。

平成２８年１１月２８日提出

久喜市長　　田　　中　　暄　　二

議案第１３８号

平成２８年度久喜市農業集落排水事業特別会計補正予算（第２号）について

平成28年度久喜市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)を別冊のとおり提出する。

平成２８年１１月２８日提出

久喜市長　　田　　中　　暄　　二

議案第１３９号

平成２８年度久喜市土地区画整理事業特別会計補正予算（第２号）について

平成28年度久喜市土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)を別冊のとおり提出する。

平成２８年１１月２８日提出

久喜市長　　田　　中　　暄　　二

議案第１４０号

平成２８年度久喜市水道事業会計補正予算（第３号）について

平成28年度久喜市水道事業会計補正予算(第3号)を別冊のとおり提出する。

平成２８年１１月２８日提出

久喜市長　　田　　中　　暄　　二

議案第１４１号

平成２８年度久喜市水道事業会計補正予算（第４号）について

平成28年度久喜市水道事業会計補正予算(第4号)を別冊のとおり提出する。

平成２８年１１月２８日提出

久喜市長　　田　　中　　暄　　二

議案第１４２号

久喜市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例

（久喜市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正）

第1条　久喜市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成22年久喜市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の217.5」を「100分の227.5」に改める。

第2条　久喜市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の202.5」を「100分の207.5」に、「100分の227.5」を「100分の222.5」に改める。

（久喜市長及び副市長の給与等に関する条例の一部改正）

第3条　久喜市長及び副市長の給与等に関する条例（平成22年久喜市条例第48号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の217.5」を「100分の227.5」に改める。

第4条　久喜市長及び副市長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の202.5」を「100分の207.5」に、「100分の227.5」を「100分の222.5」に改める。

（久喜市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正）

第5条　久喜市教育委員会教育長の給与等に関する条例（平成22年久喜市条例第50号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の217.5」を「100分の227.5」に改める。

第6条　久喜市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の202.5」を「100分の207.5」に、「100分の227.5」を「100分の222.5」に改める。

附　則

（施行期日等）

1　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条及び第6条の規定は、平成29年4月1日から施行する。

2　第1条の規定による改正後の久喜市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例、第3条の規定による改正後の久喜市長及び副市長の給与等に関する条例及び第5条の規定による改正後の久喜市教育委員会教育長の給与等に関す

る条例(以下これらを「改正後の条例」という。)の規定は、平成28年12月1日から適用する。

(期末手当の内払)

3　改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の久喜市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例、第3条の規定による改正前の久喜市長及び副市長の給与等に関する条例及び第5条の規定による改正前の久喜市教育委員会教育長の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

平成２８年１１月２８日提出

久喜市長　　田　　中　　暄　　二

提案理由

一般職職員の手当額との権衡を考慮し、議会の議員、市長及び副市長並びに教育長の期末手当の支給割合を改めたいので、この案を提出するものであります。

議案第１４３号

久喜市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

久喜市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成22年久喜市条例第44号)の一部を次のように改正する。

別表農業委員会協力員の項を削る。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

平成２８年１１月２８日提出

久喜市長　　田　　中　　暄　　二

提案理由

久喜市農業委員会協力員要綱の廃止に伴い、この案を提出するものであります。

議案第１４４号

久喜市一般職職員の給与に関する条例及び久喜市任期付市費負担教職員の任用、給与等に関する条例の一部を改正する条例

（久喜市一般職職員の給与に関する条例の一部改正）

第1条　久喜市一般職職員の給与に関する条例（平成22年久喜市条例第51号）の一部を次のように改正する。

第17条の7第2項第1号中「100分の80」を「100分の90」に改め、同項第2号中「100分の37.5」を「100分の42.5」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1(第3条関係)

行政職給料表

（単位　円）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用以外の職員	1	141,600	227,900	261,100	287,100	317,700	361,800	407,300
	2	142,700	229,500	263,000	289,300	319,900	364,400	409,700
	3	143,900	231,000	264,800	291,600	322,200	366,900	412,200
	4	145,000	232,600	266,900	293,700	324,400	369,500	414,600
	5	146,100	234,100	268,700	295,700	326,600	371,500	416,500
	6	147,200	235,800	270,600	298,000	328,600	374,000	418,800
	7	148,300	237,300	272,500	300,300	330,800	376,300	420,900
	8	149,400	238,900	274,600	302,500	333,000	378,800	423,100
	9	150,500	240,300	276,700	304,600	335,100	381,300	425,100
	10	151,900	241,800	278,700	306,900	337,300	384,000	427,200
	11	153,200	243,400	280,800	309,100	339,400	386,600	429,300
	12	154,500	244,800	282,800	311,400	341,600	389,300	431,400
	13	155,800	246,300	284,800	313,500	343,500	391,700	433,100
	14	157,300	247,800	286,900	315,600	345,500	394,000	434,900
	15	158,800	249,100	288,900	317,800	347,600	396,200	436,900
	16	160,400	250,500	290,900	319,900	349,600	398,600	438,900
	17	161,700	252,000	292,900	322,000	351,400	400,400	440,800
	18	163,200	253,700	294,900	324,000	353,400	402,400	442,600
	19	164,700	255,400	297,000	326,100	355,200	404,300	444,400
	20	166,200	257,200	299,000	328,100	357,100	406,100	446,100
	21	167,600	258,800	301,000	330,000	359,100	408,000	447,900
	22	170,300	260,600	303,100	332,100	361,000	409,800	449,400
	23	172,900	262,300	305,100	334,100	363,000	411,600	450,800
	24	175,500	264,000	307,200	336,200	364,900	413,500	452,300
	25	178,200	266,000	309,000	337,700	366,900	415,300	453,700
	26	179,900	267,900	311,100	339,600	368,800	416,800	455,000
	27	181,600	269,700	313,200	341,500	370,800	418,300	456,300
	28	183,300	271,500	315,200	343,400	372,800	419,900	457,500
	29	184,800	273,200	317,100	345,100	374,300	421,500	458,500
	30	186,600	275,100	319,100	347,000	376,100	422,800	459,200
	31	188,400	277,000	321,200	348,900	377,900	424,100	460,000
	32	190,100	278,700	323,300	350,700	379,500	425,300	460,700
	33	191,700	280,400	324,700	352,600	381,300	426,500	461,400
	34	193,500	282,300	326,700	354,400	382,700	427,800	462,200
	35	195,300	284,100	328,600	356,200	384,200	429,100	462,900
	36	197,100	286,000	330,700	357,900	385,800	430,300	463,500
	37	198,700	287,600	332,600	359,300	387,200	431,500	464,000

	38	200,500	289,300	334,500	360,600	388,400	432,300	464,600
	39	202,300	291,100	336,500	362,000	389,600	433,100	465,200
	40	204,100	292,900	338,400	363,400	390,700	433,900	465,800
	41	205,800	294,600	340,300	364,700	391,800	434,500	466,300
	42	207,600	296,300	342,200	365,600	393,000	435,200	466,800
	43	209,400	297,900	344,000	366,700	394,200	435,900	467,200
	44	211,200	299,500	345,900	367,800	395,300	436,600	467,500
	45	212,600	301,200	347,400	368,600	396,000	437,400	467,800
	46	214,400	302,900	348,800	369,500	396,700	438,200	468,200
	47	216,100	304,500	350,300	370,400	397,400	438,600	468,600
	48	217,900	306,200	351,800	371,300	398,100	439,300	469,000
	49	219,600	307,300	353,400	372,200	398,700	439,800	469,300
	50	221,300	308,800	354,200	373,000	399,300	440,200	469,700
	51	222,900	310,300	355,400	373,800	399,800	440,600	470,100
	52	224,500	311,900	356,400	374,600	400,200	441,000	470,500
	53	226,000	313,500	357,300	375,300	400,600	441,400	470,800
	54	227,700	315,100	358,400	376,000	400,900	441,800	471,200
	55	229,300	316,700	359,300	376,700	401,200	442,200	471,600
	56	230,900	318,200	360,400	377,400	401,500	442,500	472,000
	57	232,200	319,700	361,300	377,900	401,800	442,800	472,300
	58	233,700	320,900	362,000	378,500	402,100	443,200	472,700
	59	235,100	322,100	362,700	379,100	402,400	443,500	473,100
	60	236,400	323,300	363,400	379,800	402,700	443,800	473,500
	61	237,700	324,000	363,800	380,200	403,000	444,100	473,800
	62	238,900	324,900	364,400	380,900	403,300	444,500	474,200
	63	239,900	325,700	365,100	381,500	403,600	444,800	474,600
	64	241,100	326,500	365,800	382,100	403,900	445,100	475,000
	65	242,400	327,400	366,100	382,500	404,200	445,400	475,300
	66	243,600	327,800	366,800	383,100	404,500	445,800	475,700
	67	244,800	328,500	367,500	383,700	404,800	446,100	476,100
	68	246,100	329,300	368,200	384,300	405,100	446,400	476,500
	69	247,000	330,100	368,500	384,700	405,300	446,700	476,800
	70	248,400	330,800	369,100	385,200	405,600	447,100	
	71	249,800	331,500	369,800	385,700	405,900	447,400	
	72	251,300	332,200	370,400	386,300	406,200	447,700	
	73	252,700	332,700	370,700	386,600	406,400	448,000	
	74	254,100	333,300	371,300	387,000	406,700	448,400	
	75	255,500	333,800	372,000	387,400	407,000	448,700	
	76	256,800	334,400	372,600	387,800	407,200	449,000	
	77	258,000	334,700	373,000	388,100	407,400	449,300	
	78	259,300	335,200	373,500	388,400	407,700	449,700	
	79	260,700	335,600	374,100	388,700	408,000	450,000	
	80	262,000	336,100	374,600	389,000	408,200	450,300	
	81	263,300	336,500	375,100	389,200	408,400	450,600	

	82	264,400	337,000	375,700	389,500	408,700	451,000	
	83	265,700	337,500	376,200	389,800	409,000	451,300	
	84	267,000	338,000	376,500	390,000	409,200	451,600	
	85	268,000	338,300	376,900	390,200	409,400	451,900	
	86	269,100	338,700	377,400	390,500	409,700	452,300	
	87	270,400	339,200	377,800	390,800	410,000	452,600	
	88	271,700	339,600	378,200	391,000	410,200	452,900	
	89	272,800	339,900	378,600	391,200	410,400	453,200	
	90	273,800	340,300	379,100	391,500	410,700	453,600	
	91	274,800	340,800	379,500	391,800	411,000	453,900	
	92	275,900	341,200	379,900	392,000	411,200	454,200	
	93	277,100	341,400	380,200	392,200	411,400	454,500	
	94	278,100	341,800	380,600	392,500	411,700		
	95	279,000	342,300	381,000	392,800	412,000		
	96	280,000	342,700	381,300	393,000	412,200		
	97	280,700	342,800	381,700	393,200	412,400		
	98	281,600	343,300	382,100	393,500	412,700		
	99	282,300	343,700	382,500	393,800	413,000		
	100	283,200	344,000	382,800	394,000	413,200		
	101	284,200	344,300	383,200	394,200	413,400		
	102	285,000	344,700	383,600	394,500	413,700		
	103	285,800	345,100	384,000	394,800	414,000		
	104	286,600	345,500	384,300	395,000	414,200		
	105	287,400	346,000	384,700	395,200	414,400		
	106	287,900	346,400	385,100	395,500	414,700		
	107	288,300	346,800	385,500	395,800	415,000		
	108	288,800	347,200	385,800	396,000	415,200		
	109	288,900	347,700	386,200	396,200	415,400		
	110	289,300	348,100	386,600	396,500	415,700		
	111	289,500	348,400	387,000	396,800	416,000		
	112	289,900	348,700	387,300	397,000	416,200		
	113	290,100	349,200	387,700	397,200	416,400		
	114	290,300	349,600	388,100	397,500	416,700		
	115	290,700	350,000	388,500	397,800	417,000		
	116	291,000	350,400	388,800	398,000	417,200		
	117	291,300	350,700	389,200	398,200	417,400		
	118	291,600	351,100	389,600	398,500	417,700		
	119	291,900	351,500	390,000	398,800	418,000		
	120	292,300	351,900	390,300	399,000	418,200		
	121	292,600	352,200	390,700	399,200	418,400		
	122	293,000	352,600	391,100		418,700		
	123	293,300	353,000	391,500		419,000		
	124	293,700	353,400	391,800		419,200		
	125	293,800	353,700	392,200		419,400		

	126	294,000	354,100	392,600		419,700		
	127	294,400	354,500	393,000		420,000		
	128	294,800	354,900	393,300		420,200		
	129	295,000	355,200	393,700		420,400		
	130	295,300	355,600			420,700		
	131	295,700	356,000			421,000		
	132	296,100	356,400			421,200		
	133	296,300	356,700			421,400		
	134		357,100					
	135		357,500					
	136		357,900					
	137		358,200					
	138		358,600					
	139		359,000					
	140		359,400					
	141		359,700					
	142		360,100					
	143		360,500					
	144		360,900					
	145		361,200					
	146		361,600					
	147		362,000					
	148		362,400					
	149		362,700					
	150		363,100					
	151		363,500					
	152		363,900					
	153		364,200					
	154		364,600					
	155		365,000					
	156		365,400					
	157		365,700					
	158		366,100					
	159		366,500					
	160		366,900					
	161		367,200					
	162		367,600					
	163		368,000					
	164		368,400					
	165		368,700					
	166		369,100					
	167		369,500					
	168		369,900					
	169		370,200					

	170		370,600					
	171		371,000					
	172		371,400					
	173		371,700					
	174		372,100					
	175		372,500					
	176		372,900					
	177		373,200					
	178		373,600					
	179		374,000					
	180		374,400					
	181		374,700					
	182		375,100					
	183		375,500					
	184		375,900					
	185		376,200					
	186		376,600					
	187		377,000					
	188		377,400					
	189		377,700					
	190		378,100					
	191		378,500					
	192		378,900					
	193		379,200					
再任用職員		214,400	254,400	273,800	288,900	314,300	356,000	389,100

第2条　久喜市一般職職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第17条の7第2項第1号中「100分の90」を「100分の85」に改め、同項第2号中「100分の42.5」を「100分の40」に改める。

（久喜市任期付市費負担教職員の任用、給与等に関する条例の一部改正）

第3条　久喜市任期付市費負担教職員の任用、給与等に関する条例（平成24年久喜市条例第30号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1(第5条関係)

市費負担教職員給料表

職務の級	1級
号給	給料月額(円)
1	199,500
2	201,200
3	202,900
4	204,600
5	206,400
6	208,100
7	209,800
8	211,400
9	213,200
10	215,100
11	217,000
12	218,900
13	220,600
14	222,600
15	224,600
16	226,600
17	228,500
18	231,200
19	233,900
20	236,600
21	239,200
22	242,000
23	244,600
24	247,300
25	249,800
26	252,300
27	254,800
28	257,100
29	259,800
30	262,200
31	264,400
32	266,600
33	268,800
34	271,000
35	273,200
36	275,200
37	277,500
38	279,500
39	281,400

40	283,400
41	285,200
42	287,600
43	289,900
44	292,400
45	294,500
46	297,000
47	299,300
48	302,000
49	304,400
50	306,800
51	309,300
52	311,600
53	313,900
54	316,100
55	318,200
56	320,400
57	322,600
58	324,700
59	326,900
60	328,900
61	331,000
62	333,100
63	335,300
64	337,500
65	339,400
66	341,600
67	343,700
68	345,900
69	347,800
70	349,700
71	351,800
72	353,800
73	355,500
74	357,400
75	359,200
76	361,100
77	363,000
78	364,700
79	366,400
80	368,000
81	369,500
82	371,000
83	372,500

84	373,900
85	375,000
86	376,400
87	377,800
88	379,100
89	380,400
90	381,700
91	382,900
92	384,200
93	385,500
94	386,600
95	387,900
96	389,100
97	390,500
98	391,500
99	392,600
100	393,600
101	394,500
102	395,500
103	396,600
104	397,700
105	398,400
106	399,300
107	400,200
108	401,100
109	401,900
110	402,800
111	403,600
112	404,400
113	405,000
114	405,700
115	406,400
116	407,100
117	407,700
118	408,200
119	408,600
120	409,000
121	409,400
122	409,700
123	410,000
124	410,200
125	410,400
126	410,700
127	411,000

128	411,200
129	411,400
130	411,700
131	412,000
132	412,200
133	412,400
134	412,700
135	413,000
136	413,200
137	413,400
138	413,700
139	414,000
140	414,200
141	414,400
142	414,700
143	415,000
144	415,200
145	415,400
146	415,700
147	416,000
148	416,200
149	416,400

附　則

（施行期日等）

1　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成29年4月1日から施行する。

2　第1条の規定による改正後の久喜市一般職職員の給与に関する条例（以下「改正後の一般職職員の給与条例」という。）別表第1の規定は平成28年4月1日（以下「適用日」という。）から、第17条の7第2項第1号及び同項第2号の規定は同年12月1日から適用する。

3　第3条の規定による改正後の久喜市任期付市費負担教職員の任用、給与等に関する条例（以下「改正後の任期付市費負担教職員の給与条例」という。）別表第1の規定は、平成28年4月1日から適用する。

（適用日前の異動者の号給の調整）

4　適用日前に職務の級を異にして異動した一般職職員及び市長の定めるこれに準ずる一般職職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給与の内払）

5　改正後の一般職職員の給与条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の久喜市一般職職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の一般職職員の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

6　改正後の任期付市費負担教職員の給与条例の規定を適用する場合においては、第3条の規定による改正前の久喜市任期付市費負担教職員の任用、給与等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の任期付市費負担教職員の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

（市規則への委任）

7　附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

平成２８年１１月２８日提出

久喜市長　　田　　中　　暄　　二

提案理由

人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じ、一般職職員等の給与を改定したいので、この案を提出するものであります。

議案第１４５号

久喜市税条例等の一部を改正する条例

（久喜市税条例の一部改正）

第1条　久喜市税条例（平成22年久喜市条例第61号）の一部を次のように改正する。

第19条中「及び第2号」を「、第2号及び第5号」に、「当該各号」を「第1号から第4号まで」に改め、「掲げる期間」の次に「並びに第5号及び第6号に定める日までの期間」を加え、同条第2号中「第48条第1項の申告書（法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の規定による申告書に限る。）、」を削り、同条第3号中「第48条第1項の申告書（法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。）、」を削り、同条に次の2号を加える。

(5)　第48条第1項の申告書（法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の規定による申告書に限る。）に係る税額（次号に掲げるものを除く。）　当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日

(6)　第48条第1項の申告書（法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。）でその提出期限後に提出したものに係る税額　当該提出した日又はその日の翌日から1月を経過する日

第43条第1項中「規定によって」を「規定により」に、「においては」を「には」に、「次項」を「この条」に、「総称する」を「いう」に改め、同条第2項中「次項」の次に「及び第4項」を加え、同条第3項中「変更し」を「変更し、」に、「から第1項」を「から同項」に改め、同条に次の1項を加える。

4　第2項の場合において、所得税の納税義務者が修正申告書を提出し、又は国の税務官署が所得税の更正（納付すべき税額を増加させるものに限り、これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。）をしたとき（国の税務官署が所得税の更正（納付すべき税額を減少させるものに限り、これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）をしたことに基因して、第1項の規定によりその賦課した税額が減少した後に、その賦課した税額が増加したときに限る。）は、その追徴すべき不足税額（当該減額更正前に賦課した税額から当該減額更正に基因して変更した税額を控除した金額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。以下この項において同じ。）については、次に掲げる期間（令第48条の9の9第4項各号に掲げる市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1)　第40条の各納期限の翌日から当該減額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間

(2)　当該減額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日(当該減額更正が更正の請求に基づくものである場合には、同日の翌日から起算して1年を経過する日)の翌日から増額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間

第48条第3項及び第4項中「の申告書」を「に規定する申告書」に、「場合で」を「場合において、」に改め、同条第6項を同条第7項とし、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5　第3項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書(以下この項において「修正申告書」という。)の提出があったとき(当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1)　当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日(その日が当該申告に係る市民税の納期限より前である場合には、当該納期限)の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間

(2)　当該減額更正の通知をした日(当該減額更正が、更正の請求に基づくもの(法人税に係る更正によるものを除く。)である場合又は法人税に係る更正(法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。)によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日)の翌日から当該修正申告書を提出した日(法第321条の8第23項の規定の適用がある場合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限)までの期間

第50条第2項中「についても」を「がある場合には、」に、「によるものとする。なお」を「とし」に、「ときは」を「場合には」に改め、同条第3項中「の申告書」を「に規定する申告書」に、「場合にあっては」を「場合には」に改め、「受けたこと」の次に「。次項第2号において同じ。」を加え、同条に次の1項を加える。

4　第2項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書(以下この項

において「修正申告書」という。)の提出があったとき(当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の15の5第3項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1)　当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日(その日が当該申告に係る市民税の納期限より前である場合には、当該納期限)の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間

(2)　当該減額更正の通知をした日(当該減額更正が、更正の請求に基づくもの(法人税に係る更正によるものを除く。)である場合又は法人税に係る更正(法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。)によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日)の翌日から当該修正申告書に係る更正の通知をした日までの期間

附則第6条を次のように改める。

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第6条　平成30年度から平成34年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

附則第20条の2第1項中「同法」を「租税条約等実施特例法」に改め、同条第2項第1号中「附則第20条の2第1項」を「附則第20条の3第1項」に改め、同項第2号中「、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項」に、「附則第20条の2第1項」を「附則第20条の3第1項」に改め、同項第3号中「附則第20条の2第1項」を「附則第20条の3第1項」に、「租税条約等実施特例法」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号)」に、「特定給付補てん金等に係る雑所得等の金額」を「特定給付補塡金等に係る雑所得等の金額」に改め、同項第4号中「附則第20

条の2第1項」を「附則第20条の3第1項」に改め、同条第3項中「第33条及び」を「同条及び」に、「同法」を「租税条約等実施特例法」に改め、同条第5項第1号中「附則第20条の2第3項」を「附則第20条の3第3項後段」に改め、同項第2号中「、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項」に、「附則第20条の2第3項」を「附則第20条の3第3項後段」に改め、「、第34条の9第1項中「第33条第4項」とあるのは「附則第20条の2第4項」と」を削り、同項第3号中「附則第20条の2第3項」を「附則第20条の3第3項後段」に、「租税条約等実施特例法」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号)」に、「又は配当所得」を「若しくは配当所得」に改め、同項第4号中「附則第20条の2第3項」を「附則第20条の3第3項後段」に改め、同条第6項中「附則第20条の2第3項」を「附則第20条の3第3項前段」に改め、同条を附則第20条の3とし、附則第20条の次に次の1条を加える。

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条の2　所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号。以下「外国居住者等所得相互免除法」という。)第8条第2項に規定する特例適用利子等、外国居住者等所得相互免除法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第2項に規定する特例適用利子等については、第33条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第2項(外国居住者等所得相互免除法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用利子等の額(以下この項において「特例適用利子等の額」という。)に対し、特例適用利子等の額(次項第1号の規定により読み替えられた第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

2　前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)　第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第20条の2第1項に規定する特例適用利子等の額」とする。

(2)　第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項

中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)　第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第20条の2第1項に規定する特例適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第7条第10項(同法第11条第8項及び第15条第14項において準用する場合を含む。)に規定する特定対象利子に係る利子所得の金額、同法第7条第12項(同法第11条第9項及び第15条第15項において準用する場合を含む。)に規定する特定対象収益分配に係る配当所得の金額、同法第7条第16項(同法第11条第11項及び第15条第17項において準用する場合を含む。)に規定する特定対象懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同法第7条第18項(同法第11条第12項及び第15条第18項において準用する場合を含む。)に規定する特定対象給付補塡金等に係る雑所得等の金額」とする。

(4)　附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条の2第1項に規定する特例適用利子等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

3　所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等所得相互免除法第8条第4項に規定する特例適用配当等、外国居住者等所得相互免除法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第3項に規定する特例適用配当等(次項において「特例適用配当等」という。)については、第33条第3項及び第4項の規定は適用しない。この場合において、当該特例適用配当等については、同条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第4項(外国居住者等所得相互免除法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用配当等の額(以下この項において「特例適用配当等の額」という。)に対し、特例適用配当等の額(第5項第1号の規定により読み替えられた第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

4　前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限までに提出されたもの及びその提出期限後において市民税の納税通知書が送達され

る時までに提出されたものに限り、その時までに提出された第36条の3第1項に規定する確定申告書を含む。)に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)に限り、適用する。

5　第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)　第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第20条の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」とする。

(2)　第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)　第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第20条の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第7条第14項(同法第11条第10項及び第15条第16項において準用する場合を含む。)に規定する申告不要特定対象配当等に係る利子所得の金額若しくは配当所得の金額」とする。

(4)　附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

(久喜市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条　久喜市税条例等の一部を改正する条例(平成27年久喜市条例第40号)の一部を次のように改正する。

附則第6条第7項中「、新条例」を「、市税条例」に、「掲げる新条例」を「掲げる同条例」に改め、同項の表第19条第3号の項中「第48条第1項の申告書(法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。)、」を削る。

附　則

（施行期日）

第1条　この条例は、平成29年1月1日から施行する。ただし、第1条中久喜市税条例附則第6条の改正規定及び次条第2項の規定は、平成30年1月1日から施行する。

（市民税に関する経過措置）

第2条　第1条の規定による改正後の久喜市税条例（以下「新条例」という。）第43条第4項の規定は、平成29年1月1日以後に新条例第43条第2項に規定する納期限が到来する個人の市民税に係る延滞金について適用する。

2　新条例附則第6条の規定は、平成30年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

3　新条例附則第20条の2の規定は、平成29年1月1日以後に支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等若しくは同法第16条第2項に規定する特例適用利子等又は同法第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等若しくは同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る個人の市民税について適用する。

4　新条例第48条第5項及び第50条第4項の規定は、平成29年1月1日以後に新条例第48条第3項又は第50条第2項に規定する納期限が到来する法人の市民税に係る延滞金について適用する。

平成２８年１１月２８日提出

久喜市長　　田　　中　　暄　　二

提案理由

地方税法等の一部改正に伴い、この案を提出するものであります。

議案第１４６号

久喜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

久喜市国民健康保険税条例(平成22年久喜市条例第64号)の一部を次のように改正する。

附則中第15項を第17項とし、第14項を第16項とし、第13項を第15項とし、第12項の次に次の2項を加える。

(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

13　世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条及び第20条の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用利子等の額(以下この条及び第20条において「特例適用利子等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額(」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは、「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第20条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

(特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

14　世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条及び第20条の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用配当等の額(以下この条及び第20条において「特例適用配当等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額(」とあるのは「山林所得金額並びに特例適

用配当等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第20条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

附　則

(施行期日)

第1条　この条例は、平成29年1月1日から施行する。

(適用区分)

第2条　この条例による改正後の久喜市国民健康保険税条例附則第13項及び第14項の規定は、この条例の施行の日以後に支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等若しくは同法第16条第2項に規定する特例適用利子等又は同法第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等若しくは同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る国民健康保険税について適用する。

平成２８年１１月２８日提出

久喜市長　　田　　中　　暄　　二

提案理由

所得税法等の一部改正に伴い、この案を提出するものであります。

議案第１４７号

久喜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

久喜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例(平成25年久喜市条例第9号)の一部を次のように改正する。

目次中

「　第4節　運営に関する基準(第50条―第59条)

第4章　認知症対応型通所介護　　」

を

「　第4節　運営に関する基準(第50条―第59条)

第3章の2　地域密着型通所介護

第1節　基本方針(第59条の2)

第2節　人員に関する基準(第59条の3・第59条の4)

第3節　設備に関する基準(第59条の5)

第4節　運営に関する基準(第59条の6―第59条の20)

第5節　指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準

第1款　この節の趣旨及び基本方針(第59条の21・第59条の22)

第2款　人員に関する基準(第59条の23・第59条の24)

第3款　設備に関する基準(第59条の25・第59条の26)

第4款　運営に関する基準(第59条の27―第59条の38)

第4章　認知症対応型通所介護　　」

に改める。

第14条中「及び第67条」を「、第59条の6、第59条の28及び第59条の29」に改める。

第16条及び第17条中「第8条第23項」を「第8条第24項」に改める。

第3章の次に次の1章を加える。

第3章の2　地域密着型通所介護

第1節　基本方針

(基本方針)

第59条の2　指定地域密着型サービスに該当する地域密着型通所介護(以下「指定地域密着型通所介護」という。)の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な

日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

第2節　人員に関する基準

（従業者の員数）

第59条の3　指定地域密着型通所介護の事業を行う者（以下「指定地域密着型通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定地域密着型通所介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（第4節において「地域密着型通所介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。

(1)　生活相談員　指定地域密着型通所介護の提供日ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に生活相談員（専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数

(2)　看護師又は准看護師（以下この章において「看護職員」という。）　指定地域密着型通所介護の単位ごとに、専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる看護職員が1以上確保されるために必要と認められる数

(3)　介護職員　指定地域密着型通所介護の単位ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に介護職員（専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定地域密着型通所介護を提供している時間数（次項において「提供単位時間数」という。）で除して得た数が利用者（当該指定地域密着型通所介護事業者が法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）第5条による改正前の法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護に相当するものとして市が定めるものに限る。）に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第1号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定地域密着型通所介護又は当該第1号通所事業の利用者。以下この節及び次節において同じ。）の数が15人までの場合にあっては1以上、15人を超える場合にあっては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数

(4)　機能訓練指導員　1以上

2　当該指定地域密着型通所介護事業所の利用定員（当該指定地域密着型通所介護事業所において同時に指定地域密着型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。第3節及び第4節において同じ。）が10人以下であ

る場合にあっては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、指定地域密着型通所介護の単位ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に看護職員又は介護職員(いずれも専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。

3　指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の単位ごとに、第1項第3号の介護職員(前項の適用を受ける場合にあっては、同項の看護職員又は介護職員。次項及び第7項において同じ。)を、常時1人以上当該指定地域密着型通所介護に従事させなければならない。

4　第1項及び第2項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の指定地域密着型通所介護の単位の介護職員として従事することができるものとする。

5　前各項の指定地域密着型通所介護の単位は、指定地域密着型通所介護であってその提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。

6　第1項第4号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。

7　第1項の生活相談員又は介護職員のうち1人以上は、常勤でなければならない。

8　指定地域密着型通所介護事業者が第1項第3号に規定する第1号通所事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第1号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、市の定める当該第1号通所事業の人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第59条の4　指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第3節　設備に関する基準

(設備及び備品等)

第59条の5　指定地域密着型通所介護事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定地域密着型通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

2　前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

(1)　食堂及び機能訓練室

イ　食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。

ロ　イにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所とすることができる。

(2)　相談室　遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。

3　第1項に掲げる設備は、専ら当該指定地域密着型通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

4　前項ただし書の場合(指定地域密着型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。)には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市長に届け出るものとする。

5　指定地域密着型通所介護事業者が第59条の3第1項第3号に規定する第1号通所事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第1号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、市の定める当該第1号通所事業の設備に関する基準を満たすことをもって、第1項から第3項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節　運営に関する基準

(心身の状況等の把握)

第59条の6　指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(利用料等の受領)

第59条の7　指定地域密着型通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定地域密着型通所介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該指定地域密着型通所介護事業者に支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2　指定地域密着型通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定地域密着型通所介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3　指定地域密着型通所介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

(1)　利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用

(2)　指定地域密着型通所介護に通常要する時間を超える指定地域密着型通所介護であって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額を超える費用

(3)　食事の提供に要する費用

(4)　おむつ代

(5)　前各号に掲げるもののほか、指定地域密着型通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用

4　前項第3号に掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5　指定地域密着型通所介護事業者は、第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

（指定地域密着型通所介護の基本取扱方針）

第59条の8　指定地域密着型通所介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2　指定地域密着型通所介護事業者は、自らその提供する指定地域密着型通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

（指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針）

第59条の9　指定地域密着型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)　指定地域密着型通所介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行うものとする。

(2)　指定地域密着型通所介護は、利用者の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って日常生活を送ることができるよう配慮して行うものとする。

(3)　指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、次条第1項に規定する地域

密着型通所介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うものとする。

(4)　指定地域密着型通所介護従業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。

(5)　指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。

(6)　指定地域密着型通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。特に、認知症(法第5条の2に規定する認知症をいう。以下同じ。)である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整えるものとする。

(地域密着型通所介護計画の作成)

第59条の10　指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した地域密着型通所介護計画を作成しなければならない。

2　地域密着型通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。

3　指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、地域密着型通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

4　指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、地域密着型通所介護計画を作成した際には、当該地域密着型通所介護計画を利用者に交付しなければならない。

5　指定地域密着型通所介護従業者は、それぞれの利用者について、地域密着型通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行うものとする。

(管理者の責務)

第59条の11　指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、当該指定地域密着型通所介護事業所の従業者の管理及び指定地域密着型通所介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

2　指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、当該指定地域密着型通所介護事業所の従業者にこの節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第59条の12　指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)　事業の目的及び運営の方針

(2)　従業者の職種、員数及び職務の内容

(3)　営業日及び営業時間

(4)　指定地域密着型通所介護の利用定員

(5)　指定地域密着型通所介護の内容及び利用料その他の費用の額

(6)　通常の事業の実施地域

(7)　サービス利用に当たっての留意事項

(8)　緊急時等における対応方法

(9)　非常災害対策

(10)　その他運営に関する重要事項

（勤務体制の確保等）

第59条の13　指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対し適切な指定地域密着型通所介護を提供できるよう、指定地域密着型通所介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2　指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに、当該指定地域密着型通所介護事業所の従業者によって指定地域密着型通所介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3　指定地域密着型通所介護事業者は、地域密着型通所介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

（定員の遵守）

第59条の14　指定地域密着型通所介護事業者は、利用定員を超えて指定地域密着型通所介護の提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではない。

（非常災害対策）

第59条の15　指定地域密着型通所介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

（衛生管理等）

第59条の16　指定地域密着型通所介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2　指定地域密着型通所介護事業者は、当該指定地域密着型通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（地域との連携等）

第59条の17　指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市の職員又は当該指定地域密着型通所介護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2　指定地域密着型通所介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

3　指定地域密着型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

4　指定地域密着型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定地域密着型通所介護に関する利用者からの苦情に関して、市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

5　指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定地域密着型通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定地域密着型通所介護の提供を行うよう努めなければならない。

（事故発生時の対応）

第59条の18　指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2　指定地域密着型通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3　指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

4　指定地域密着型通所介護事業者は、第59条の5第4項の指定地域密着型通所介

護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

（記録の整備）

第59条の19　指定地域密着型通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2　指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1)　地域密着型通所介護計画

(2)　次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3)　次条において準用する第28条に規定する市への通知に係る記録

(4)　次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5)　前条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(6)　第59条の17第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

（準用）

第59条の20　第9条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第41条及び第53条の規定は、指定地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第59条の12に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と読み替えるものとする。

第5節　指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準

第1款　この節の趣旨及び基本方針

（この節の趣旨）

第59条の21　第1節から第4節までの規定にかかわらず、指定療養通所介護（指定地域密着型通所介護であって、難病等を有する重度要介護者又はがん末期の者であって、サービス提供に当たり常時看護師による観察が必要なものを対象者とし、第59条の31に規定する療養通所介護計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うものをいう。以下同じ。）の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

（基本方針）

第59条の22　指定療養通所介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

2　指定療養通所介護の事業を行う者(以下「指定療養通所介護事業者」という。)は、指定療養通所介護の提供に当たっては、利用者の主治の医師及び当該利用者の利用している訪問看護事業者(指定訪問看護事業者又は健康保険法(大正11年法律第70号)第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下この節において同じ。)等との密接な連携に努めなければならない。

第2款　人員に関する基準

(従業者の員数)

第59条の23　指定療養通所介護事業者が当該事業を行う事業所(以下「指定療養通所介護事業所」という。)ごとに置くべき指定療養通所介護の提供に当たる看護職員又は介護職員(以下この節において「療養通所介護従業者」という。)の員数は、利用者の数が1．5に対し、提供時間帯を通じて専ら当該指定療養通所介護の提供に当たる療養通所介護従業者が1以上確保されるために必要と認められる数以上とする。

2　前項の療養通所介護従業者のうち1人以上は、常勤の看護師であって専ら指定療養通所介護の職務に従事する者でなければならない。

(管理者)

第59条の24　指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定療養通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定療養通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2　指定療養通所介護事業所の管理者は、看護師でなければならない。

3　指定療養通所介護事業所の管理者は、適切な指定療養通所介護を行うために必要な知識及び技能を有する者でなければならない。

第3款　設備に関する基準

(利用定員)

第59条の25　指定療養通所介護事業所は、その利用定員(当該指定療養通所介護事業所において同時に指定療養通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節において同じ。)を9人以下とする。

(設備及び備品等)

第59条の26　指定療養通所介護事業所は、指定療養通所介護を行うのにふさわしい専用の部屋を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定療養通所介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2　前項に掲げる専用の部屋の面積は、6．4平方メートルに利用定員を乗じた面積以上とする。

3　第1項に掲げる設備は、専ら当該指定療養通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定療養通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

4　前項ただし書の場合（指定療養通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に療養通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市長に届け出るものとする。

第4款　運営に関する基準

（内容及び手続の説明及び同意）

第59条の27　指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第59条の34に規定する運営規程の概要、療養通所介護従業者の勤務の体制、第59条の32第1項に規定する利用者ごとに定めた緊急時等の対応策、主治の医師及び第59条の35第1項に規定する緊急時対応医療機関との連絡体制並びにその他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2　第9条第2項から第6項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。

（心身の状況等の把握）

第59条の28　指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供に当たっては、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

2　指定療養通所介護事業者は、体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、特に利用者の主治の医師及び当該利用者が利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、利用者の心身の状況等の把握に努めなければならない。

（指定居宅介護支援事業者等との連携）

第59条の29　指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護を提供するに当たっては、指定居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2　指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供の適否について、主治の医師を含めたサービス担当者会議において検討するため、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業に対して必要な情報を提供するように努めなければならない。

3　指定療養通所介護事業者は、利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対して、居宅サービス計画の作成及び変更等に必要な情報を提供するように努めなければならない。

4　指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（指定療養通所介護の具体的取扱方針）

第59条の30　指定療養通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)　指定療養通所介護の提供に当たっては、次条第1項に規定する療養通所介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うものとする。

(2)　療養通所介護従業者は、指定療養通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。

(3)　指定療養通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。

(4)　指定療養通所介護事業者は、利用者の体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、利用者の主治の医師や当該利用者の利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、サービスの提供方法及び手順等についての情報の共有を十分に図るものとする。

(5)　指定療養通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供するものとする。

（療養通所介護計画の作成）

第59条の31　指定療養通所介護事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した療養通所介護計画を作成しなければならない。

2　療養通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。

3　療養通所介護計画は、既に訪問看護計画書（指定居宅サービス等基準第70条第

1項 に規定する訪問看護計画書又は指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準(平成12年厚生省令第80号)第17条第1項に規定する訪問看護計画書をいう。)が作成されている場合は、当該訪問看護計画書の内容との整合を図りつつ、作成しなければならない。

4　指定療養通所介護事業所の管理者は、療養通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

5　指定療養通所介護事業所の管理者は、療養通所介護計画を作成した際には、当該療養通所介護計画を利用者に交付しなければならない。

6　療養通所介護従業者は、それぞれの利用者について、療養通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行う。

(緊急時等の対応)

第59条の32　指定療養通所介護事業者は、現に指定療養通所介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合等に備え、主治の医師とともに、その場合の対応策(以下この節において「緊急時等の対応策」という。)について利用者ごとに検討し、緊急時等の対応策をあらかじめ定めておかなければならない。

2　指定療養通所介護事業者は、緊急時等の対応策について、利用者及びその家族に対して十分に説明し、利用者及びその家族が安心してサービスを利用できるよう配慮しなければならない。

3　療養通所介護従業者は、現に指定療養通所介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、緊急時等の対応策に基づき、速やかに主治の医師又は第59条の35第1項に規定する緊急時対応医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

4　指定療養通所介護事業者は、利用者の主治の医師と密接な連携をとりながら、利用者の状態の変化に応じて緊急時等の対応策の変更を行うものとする。

5　第1項及び第2項の規定は、前項に規定する緊急時等の対応策の変更について準用する。

(管理者の責務)

第59条の33　指定療養通所介護事業所の管理者は、当該指定療養通所介護事業所の従業者の管理及び指定療養通所介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

2　指定療養通所介護事業所の管理者は、利用者の体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、利用者の主治の医師や当該利用者が利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、サービスの提供方法及び手順等についての情報の共有を十分に行わなければならない。

3　指定療養通所介護事業所の管理者は、指定療養通所介護の提供に適切な環境を整備しなければならない。

4　指定療養通所介護事業所の管理者は、指定療養通所介護の利用者個々の療養通所介護計画の作成に関し、必要な指導及び管理を行わなければならない。

5　指定療養通所介護事業所の管理者は、当該指定療養通所介護事業所の従業者にこの款の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

（運営規程）

第59条の34　指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)　事業の目的及び運営の方針

(2)　従業者の職種、員数及び職務の内容

(3)　営業日及び営業時間

(4)　指定療養通所介護の利用定員

(5)　指定療養通所介護の内容及び利用料その他の費用の額

(6)　通常の事業の実施地域

(7)　サービス利用に当たっての留意事項

(8)　非常災害対策

(9)　その他運営に関する重要事項

（緊急時対応医療機関）

第59条の35　指定療養通所介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、緊急時対応医療機関を定めておかなければならない。

2　緊急時対応医療機関は、指定療養通所介護事業所と同一の敷地内に存し又は隣接し若しくは近接していなければならない。

3　指定療養通所介護事業者は、緊急時において円滑な協力を得るため、当該緊急時対応医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めておかなければならない。

（安全・サービス提供管理委員会の設置）

第59条の36　指定療養通所介護事業者は、安全かつ適切なサービスの提供を確保するため、地域の医療関係団体に属する者、地域の保健、医療又は福祉の分野を専門とする者その他指定療養通所介護の安全かつ適切なサービスの提供を確保するために必要と認められる者から構成される安全・サービス提供管理委員会（次項において「委員会」という。）を設置しなければならない。

2　指定療養通所介護事業者は、おおむね6月に1回以上委員会を開催することとし、事故事例等、安全管理に必要なデータの収集を行うとともに、当該データ等を踏まえ、指定療養通所介護事業所における安全かつ適切なサービスの提供

を確保するための方策の検討を行い、当該検討の結果についての記録を作成しなければならない。

3　指定療養通所介護事業者は、前項の検討の結果を踏まえ、必要に応じて対策を講じなければならない。

（記録の整備）

第59条の37　指定療養通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2　指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1)　療養通所介護計画

(2)　前条第2項に規定する検討の結果についての記録

(3)　次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(4)　次条において準用する第28条に規定する市への通知に係る記録

(5)　次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(6)　次条において準用する第59条の18第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(7)　次条において準用する第59条の17第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

（準用）

第59条の38　第10条から第13条まで、第16条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第41条、第59条の7（第3項第2号を除く。）、第59条の8及び第59条の13から第59条の18までの規定は、指定療養通所介護の事業について準用する。この場合において、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第59条の13第3項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「療養通所介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「12月」と、同条第3項中「当たっては」とあるのは「当たっては、利用者の状態に応じて」と、第59条の18第4項中「第59条の5第4項」とあるのは「第59条の26第4項」と読み替えるものとする。

第60条中「（法第5条の2に規定する認知症をいう。以下同じ。）」を削る。

第65条第1項中「第8条第19項」を「第8条第20項」に改める。

第67条及び第68条を次のように改める。

第67条及び第68条　削除

第69条第1項中「指定認知症対応型通所介護」の次に「(単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者及び共用型指定認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。)」を加える。

第72条を次のように改める。

第72条　削除

第73条第4号中「第75条において同じ。」を削る。

第74条から第78条までを次のように改める。

第74条から第78条まで　削除

第78条の2を削る。

第79条第2項第5号中「前条第2項」を「次条において準用する第59条の18第2項」に改め、同号の次に次の1号を加える。

(6)　次条において準用する第59条の17第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

第80条中「及び第53条」を「、第53条、第59条の6、第59条の7、第59条の11及び第59条の13」に改め、「読み替える」を「、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型通所介護について知見を有する者」と、第59条の18第4項中「第59条の5第4項」とあるのは「第63条第4項」と読み替える」に改める。

第87条中「第8条第23項」を「第8条第24項」に改める。

第105条を次のように改める。

第105条　削除

第107条第2項第8号中「第105号第2項」を「次条において準用する第59条の17第2項」に改める。

第108条中「第72条、第74条及び第77条」を「第59条の11、第59条の13、第59条の16及び第59条の17」に、「第72条第2項」を「第59条の11第2項」に、「第74条第3項中「認知症対応型通所介護従業者」」を「第59条の13第3項中「地域密着型通所介護従業者」」に、「読み替える」を「、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と読み替える」に改める。

第109条中「第8条第19項」を「第8条第20項」に改める。

第127条第2項第7号中「第105条第2項」を「第59条の17第2項」
に改める。

第128条中「第72条、第77条」を「第59条の11、第59条の16、第59条の17第1項から第4項まで」に、「、第104条及び第105条第1項から第4項まで」を「及び第

104条」に、「第72条第2項」を「第59条の11第2項」に改め、「第6章第4節」と」の次に「、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と」を加え、「、第105条第1項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と」を削る。

第129条第1項中「第8条第20項」を「第8条第21項」に改める。

第148条第2項第8号中「第105条第2項」を「第59条の17第2項」に改める。

第149条中「第72条、第76条、第77条、第99条及び第105条第1項から第4項まで」を「第59条の11、第59条の15、第59条の16、第59条の17第1項から第4項まで及び第99条」に、「第72条第2項」を「第59条の11第2項」に、「第105条第1項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と」を「第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と」に改める。

第150条第1項中「第8条第21項」を「第8条第22項」に改める。

第151条第13項中「指定短期入所生活介護事業所等」の次に「、指定地域密着型通所介護事業所」を加える。

第177条第2項第7号中「第105条第2項」を「第59条の17第2項」に改める。

第178条中「第72条、第76条、第105条第1項から第4項まで」を「第59条の11、第59条の15及び第59条の17第1項から第4項まで」に、「第72条第2項」を「第59条の11第2項」に、「第105条第1項から第4項まで第1項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と」を「第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と」に改める。

第190条中「第72条、第76条、第105条第1項から第4項まで」を「第59条の11、第59条の15、第59条の17第1項から第4項まで」に、「第72条第2項」を「第59条の11第2項」に、「第105条第1項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と

あるのは「活動状況」と」を「第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と」に改める。

第202条第2項第10号中「第105条第2項」を「第59条の17第2項」に改める。

第203条中「第72条、第74条、第77条」を「第59条の11、第59条の13、第59条の16、第59条の17」に、「及び第100条から第106条まで」を「、第100条から第104条まで及び第106条」に、「あり、第74条第3項中「認知症対応型通所介護従業者」とあり、並びに」を「あるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第9章第4節」と、第59条の13中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、」に改める。

附　則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

平成２８年１１月２８日提出

久喜市長　　田　　中　　暄　　二

提案理由

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う介護保険法の改正により、新たに創設された地域密着型通所介護の事業につき、人員、設備及び運営等に関する基準を定める必要があるため、この案を提出するものであります。

議案第１４８号

久喜・白岡休日夜間急患診療所条例の一部を改正する条例

久喜・白岡休日夜間急患診療所条例(平成22年久喜市条例第146号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

久喜市休日夜間急患診療所条例

第2条の表中「久喜・白岡休日夜間急患診療所」を「久喜市休日夜間急患診療所」に改める。

第3条を削り、第4条を第3条とする。

第5条中「関係市の医師により構成する医師会」を「一般社団法人久喜市医師会」に、「久喜市長(以下「市長」という。)」を「市長」に改め、同条を第4条とし、第6条から第8条までを1条ずつ繰り上げる。

第9条中「第11条」を「第10条」に、「久喜・白岡休日夜間急患診療所運営委員会」を「久喜市休日夜間急患診療所運営委員会」に改め、同条を第8条とし、第10条から第12条までを1条ずつ繰り上げる。

第13条各号列記以外の部分中「8人」を「9人」に改め、同条各号を次のように改める。

(1)　公募による市民

(2)　医師会の医師

(3)　久喜白岡薬剤師会の薬剤師

(4)　埼玉県幸手保健所の職員

(5)　管理者

第13条を第12条とし、第14条から第21条までを1条ずつ繰り上げる。

附　則

(施行期日)

1　この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2　この条例の施行前に改正前の久喜・白岡休日夜間急患診療所条例第3条第2項の規定により支払われた診療所の管理及び運営に要する経費の負担については、なお従前の例による。

3　改正後の第9条、第17条及び第18条の規定は、施行日以後に診療所において受けた診療について適用し、同日前の診療所において受けた診療については、なお従前の例による。

平成２８年１１月２８日提出

久喜市長　　田　　中　　暄　　二

提案理由

平成28年度末をもって、久喜・白岡休日夜間急患診療所の管理及び運営から、白岡市が脱退することに伴い、この案を提出するものであります。

議案第１４９号

久喜市農業センター条例を廃止する条例

久喜市農業センター条例(平成22年久喜市条例第154号)は、廃止する。

附　則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

平成２８年１１月２８日提出

久喜市長　　田　　中　　暄　　二

提案理由

久喜市農業センターを廃止するため、この案を提出するものであります。

議案第１５０号

久喜市下水道事業の設置等に関する条例

（下水道事業の設置）

第1条　都市の健全な発展及び環境衛生の向上を図るとともに、公共用水域の水質の保全に資するため、久喜市下水道事業（以下「下水道事業」という。）を設置する。

（法の財務規定等の適用）

第2条　地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第2条第3項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第1条第2項の規定により、下水道事業に法第2条第2項に規定する財務規定等を適用する。

（経営の基本）

第3条　下水道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

2　排水区域面積は、3,615.8ヘクタールとする。

3　排水人口は、120,300人とする。

4　1日最大汚水量は、79,800立法メートルとする。

（重要な資産の取得及び処分）

第4条　法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない下水道事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあっては、その適正な見積価額）が2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡（不動産の信託の場合を除き、土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

（議会の同意を要する賠償責任の免除）

第5条　法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第8項の規定により下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。

（議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等）

第6条　下水道事業の業務に関し、法第40条第2項の規定により条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価格が10万円以上のもの及び法律上市の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が10万円以上のものとする。

（業務状況説明書類の作成）

第7条　市長は、下水道事業に関し、法第40条の2第1項の規定に基づき、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに作成しなければならない。

2　前項の業務の状況を説明する書類には、次の各号に掲げる事項を記載するとともに、11月30日までに作成する書類においては前事業年度の決算の状況を、5月31日までに作成する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。

(1)　事業の概況

(2)　経理の状況

(3)　前2号に掲げるもののほか、下水道事業の経営状況を明らかにするため市長が必要と認める事項

3　天災その他やむを得ない事故により、第1項に定める期日までに同項の業務の状況を説明する書類を作成することができなかった場合においては、市長は、できるだけ速やかにこれを作成しなければならない。

附　則

(施行期日)

1　この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(久喜市下水道事業特別会計条例及び久喜市下水道施設に関する条例の廃止)

2　次に掲げる条例は、廃止する。

(1)　久喜市下水道事業特別会計条例(平成22年久喜市条例第60号)

(2)　久喜市下水道施設に関する条例(平成22年久喜市条例第212号)

平成２８年１１月２８日提出

久喜市長　　田　　中　　暄　　二

提案理由

久喜市下水道事業に地方公営企業法の財務規定等を適用するにあたり、下水道事業の設置等に関し必要な事項を定めるため、この案を提出するものであります。

議案第１５１号

工事請負変更契約の締結について

次のとおり工事請負変更契約を締結することについて、議決を求める。

１	契　約　の　目　的	久喜市液状化対策工事（1工区）
２	変　更　請　負　金　額	488,916,000円
３	今回変更による減額	5,940,000円
４	契　約　の　相　手　方	埼玉県久喜市鷲宮中央1丁目22番15号 株式会社加藤工業久喜支店 取締役久喜支店長　加　藤　保　夫

平成２８年１１月２８日提出

久喜市長　　田　　中　　暄　　二

提案理由

久喜市液状化対策工事（1工区）の請負変更契約を締結したいので、久喜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、この案を提出するものであります。

議案第１５２号

工事請負変更契約の締結について

次のとおり工事請負変更契約を締結することについて、議決を求める。

１	契約の目的	久喜市液状化対策工事（2工区）
２	変更請負金額	466,884,000円
３	今回変更による増額	18,684,000円
４	契約の相手方	埼玉県久喜市久喜本11-4-D103 小川工業株式会社久喜営業所 営業所長　秋　山　　勲

平成２８年１１月２８日提出

久喜市長　　田　　中　　暄　　二

提案理由

久喜市液状化対策工事（2工区）の請負変更契約を締結したいので、久喜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、この案を提出するものであります。

議案第１５３号

工事請負変更契約の締結について

次のとおり工事請負変更契約を締結することについて、議決を求める。

１	契　約　の　目　的	久喜市液状化対策工事（3工区）
２	変　更　請　負　金　額	452,088,000円
３	今回変更による増額	29,808,000円
４	契　約　の　相　手　方	埼玉県久喜市上町1番12号 株式会社久喜組 代表取締役　小　河　原　敏　雄

平成２８年１１月２８日提出

久喜市長　　田　　中　　暄　　二

提案理由

久喜市液状化対策工事（3工区）の請負変更契約を締結したいので、久喜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、この案を提出するものであります。

議案第１５４号

工事請負変更契約の締結について

次のとおり工事請負変更契約を締結することについて、議決を求める。

１	契約の目的	久喜市液状化対策工事（4工区）
２	変更請負金額	412,236,000円
３	今回変更による増額	5,724,000円
４	契約の相手方	埼玉県久喜市小右衛門629番地 株式会社飯塚建設 代表取締役　飯　塚　　豊

平成２８年１１月２８日提出

久喜市長　　田　　中　　暄　　二

提案理由

久喜市液状化対策工事（4工区）の請負変更契約を締結したいので、久喜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、この案を提出するものであります。

議案第１５５号

工事請負変更契約の締結について

次のとおり工事請負変更契約を締結することについて、議決を求める。

１	契約の目的	久喜市液状化対策工事（5工区）
２	変更請負金額	437,508,000円
３	今回変更による増額	41,904,000円
４	契約の相手方	埼玉県久喜市古久喜243番地 株式会社武井組 代表取締役　武　井　達　雄

平成２８年１１月２８日提出

久喜市長　　田　　中　　暄　　二

提案理由

久喜市液状化対策工事（5工区）の請負変更契約を締結したいので、久喜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、この案を提出するものであります。

議案第１５６号

工事請負変更契約の締結について

次のとおり工事請負変更契約を締結することについて、議決を求める。

１	契　約　の　目　的	久喜市液状化対策工事（6工区）
２	変　更　請　負　金　額	395,172,000円
３	今回変更による増額	25,812,000円
４	契　約　の　相　手　方	埼玉県久喜市中妻244番地 株式会社矢島組 代表取締役　矢　島　幹　功

平成２８年１１月２８日提出

久喜市長　　田　　中　　暄　　二

提案理由

久喜市液状化対策工事（6工区）の請負変更契約を締結したいので、久喜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、この案を提出するものであります。

議案第１５７号

工事請負変更契約の締結について

次のとおり工事請負変更契約を締結することについて、議決を求める。

１	契約の目的	久喜市液状化対策工事（7工区）
２	変更請負金額	370,656,000円
３	今回変更による増額	67,176,000円
４	契約の相手方	埼玉県久喜市除堀1302番地 株式会社鈴木工務店 代表取締役　鈴　木　宏　侍

平成２８年１１月２８日提出

久喜市長　　田　　中　　暄　　二

提案理由

久喜市液状化対策工事（7工区）の請負変更契約を締結したいので、久喜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、この案を提出するものであります。

議案第１５８号

第２次久喜市地域福祉計画について

第２次久喜市地域福祉計画を別冊のとおり提出する。

平成２８年１１月２８日提出

久喜市長　　田　　中　　暄　　二

提案理由

本市の地域福祉の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、久喜市地域福祉計画を定めたく、久喜市議会の議決すべき事件を定める条例第2条第1号の規定により、この案を提出するものであります。

議案第１５９号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて議決を求める。

１　公の施設の名称
　　久喜市いちょうの木
　　久喜市あゆみの郷
　　久喜市ゆう・あい
２　指定管理者として指定するもの
　　埼玉県久喜市六万部1435番地
　　社会福祉法人啓和会
　　理事長　新　實　啓　悦
３　指定の期間
　　平成29年4月1日から平成34年3月31日まで

平成２８年１１月２８日提出

久喜市長　　田　　中　　暄　　二

提案理由

久喜市いちょうの木、久喜市あゆみの郷及び久喜市ゆう・あいの管理に関し、指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、この案を提出するものであります。

議案第１６０号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて議決を求める。

１　公の施設の名称
　　久喜市けやきの木
　　久喜市くりの木
２　指定管理者として指定するもの
　　埼玉県久喜市青毛753番地1
　　社会福祉法人久喜市社会福祉協議会
　　会長　田　中　暄　二
３　指定の期間
　　平成29年4月1日から平成34年3月31日まで

平成２８年１１月２８日提出

久喜市長　　田　　中　　暄　　二

提案理由

久喜市けやきの木及び久喜市くりの木の管理に関し、指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、この案を提出するものであります。

議案第１６１号

路線の認定について

次のとおり市道路線を認定することについて、議決を求める。

路　線　名	起　　点	終　　点	主要な経過地
久喜2588号線	久喜市上清久	久喜市上清久	

平成２８年１１月２８日提出

久喜市長　　田　　中　　暄　　二

提案理由

市道として認定したいので、道路法第8条第2項の規定により、この案を提出するものであります。